

西宮市立学校教職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱

西宮市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県公立学校教職員人事評価・育成システム実施要綱（以下「システム要綱」という。）第14項の規定に基づいて、西宮市立学校に勤務する教職員が教育長に提出する苦情の申出及び苦情の取扱いに関して必要な事項を定め、苦情を適切に処理することにより、人事評価・育成システムの公正性・公平性の確保に資することを目的とする。

(審査委員会)

第2条 教育長に提出された苦情に対する対応について審査するため、人事評価苦情審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長、委員をもって組織する。
- 3 委員長は、審査委員会を招集し、主宰する。
- 4 委員長は教育長が指定する教育次長を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 審査委員会の庶務は、教育職員課が処理する。

(調査員)

第3条 審査委員会の審査事案について調査を行うため、調査員を置く。

- 2 調査員は、教育職員課の職員をもって充てる。

(苦情の申出期間)

第4条 苦情の申出を行うことのできる期間は、システム要綱第13項に基づく評価結果の開示を受けた日から、2週間以内の日とする。

(苦情の申出方法)

第5条 苦情の申出を行う職員（以下「申出者」という。）は、評価結果に対する苦情申出書（様式第1号）（以下「苦情申出書」という。）を、調査員が指定した日に自ら教育委員会に持参し、提出するものとする。ただし、正当な理由により持参することが困難な場合にあつては、調査員と協議の上、別の方法によることができる。

- 2 申出者は、苦情申出書を提出する際に、調査員からの求めに応じて、苦情の内容について説明しなければならない。

(調査の実施)

第6条 調査員は、苦情申出書を受理する際に、申出者からの苦情の内容について事情を聴取するものとする。

2 調査員は、苦情申出書及び申出者からの事情聴取の内容をもとに、苦情の対象となった校長のほか、必要に応じて教頭、同僚教職員等の関係者から、事情を聴取するものとする。

3 調査員は、前2項の事情聴取の結果について、苦情申出書を添付して、委員長に報告するものとする。

(審査の実施)

第7条 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することはできない。

2 審査は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 審査委員会は苦情の申出の対象となった評価ごとに審査を行い、その結果を次のとおり区分し、審査結果及びその理由を教育長に報告するものとする。

(1) 校長の行った評価を妥当とするもの

(2) 校長に対して再評価を行うよう指導を要するもの

4 審査委員会は非公開とする。

(苦情への対応結果の通知)

第8条 教育長は、審査委員会の審査結果を踏まえて苦情に対する対応を決定し、その結果について、評価結果に対する苦情の対応決定通知書(苦情申出者へは様式第2号、校長へは様式第3号)により、申出者及び校長にそれぞれ通知するものとする。

(再評価の実施)

第9条 教育長から再評価の指導を受けた校長は、教育長が指定する日までに再評価を行い、再評価結果を教育長に提出するとともに、申出者に再評価結果を開示しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、苦情の申出及び苦情の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

教育委員会参与（人事担当）

学校教育課長

学校教育部長

教育職員課長

様式第 1 号

評価結果に対する苦情申出書

年 月 日

西宮市教育委員会教育長 様

申出者

所属 西宮市立 学校

職名

氏名

西宮市立学校教職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり評価結果に対する苦情を申出します。

記

1 評価結果の開示を受けた日 年 月 日

2 苦情の内容

3 理由

様式第 2 号

評価結果に対する苦情の対応決定通知書

第 号
年 月 日

様

西宮市教育委員会教育長

年 月 日付けで申出のありました苦情については、審査の結果、西宮市立学校教職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱第 8 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容 [次のいずれかを記載する]
 - ・ 校長の行った評価を妥当とする
 - ・ 校長に対して再評価の指導を要する
 - ※〇〇〇〇について、校長に対して再評価の指導を要する

- 2 理由

注) ※申出の対象となった評価が複数あり、その一部について再評価の指導を要する場合

様式第3号

評価結果に対する苦情の対応決定通知書

第 号
年 月 日

西宮市立 学校長 様

西宮市教育委員会教育長

年 月 日付けで申出のありました苦情については、審査の結果、西宮市立学校教職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

(再評価を指導する場合のみ記載)

については、年 月 日までに再評価を行い、評価・育成シートの写しを教育長に提出するとともに、申出者に評価結果を開示すること。

記

- 1 決定内容 [次のいずれかを記載する]
 - ・ 貴職の行った評価を妥当とする
 - ・ 再評価を行うべきもの
 - ※〇〇〇〇について、再評価を行うべきもの

- 2 理由

注) ※申出の対象となった評価が複数あり、その一部について再評価の指導を要する場合